

いじめ等対策委員会 校長 教頭 生徒指導主任 教務主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

1 いじめは重大な人権侵害であり、いかなる事情があっても決して許されません。
 いじめは児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生命や身体に重大な危険を及ぼす行為であることを全職員・生徒が共有します。
2 認知については、「被害者の苦痛」を絶対的な基準とします。
 いじめの定義の核心は、行為の内容ではなく「被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているかどうか」という主観的な事実にあります。

いじめに対する香貫小教職員の姿勢
 ① 「いじめはどの学級にも、どの子供にも起こりうる」と考えます。
 ② 学年担任制/教科担任制を生かし、多くの教師の目で子供たちを見守ります。
 ③ 報告、連絡、相談を徹底し、チームの一員としてそれぞれの役割について、常に調整、理解、確認しながら対応する意識を高めます。
 ④ **小さな気付き**であっても、情報共有し、共通理解を図っていきます。
 ⑤ 学校、家庭、地域が手を取り合って、いじめを許さない姿勢、見逃さない雰囲気を作っていきます。
 ⑥ 日常業務の中で、自殺予防、いじめ対応を最優先とします。

いじめ未然防止のための日常的取り組み

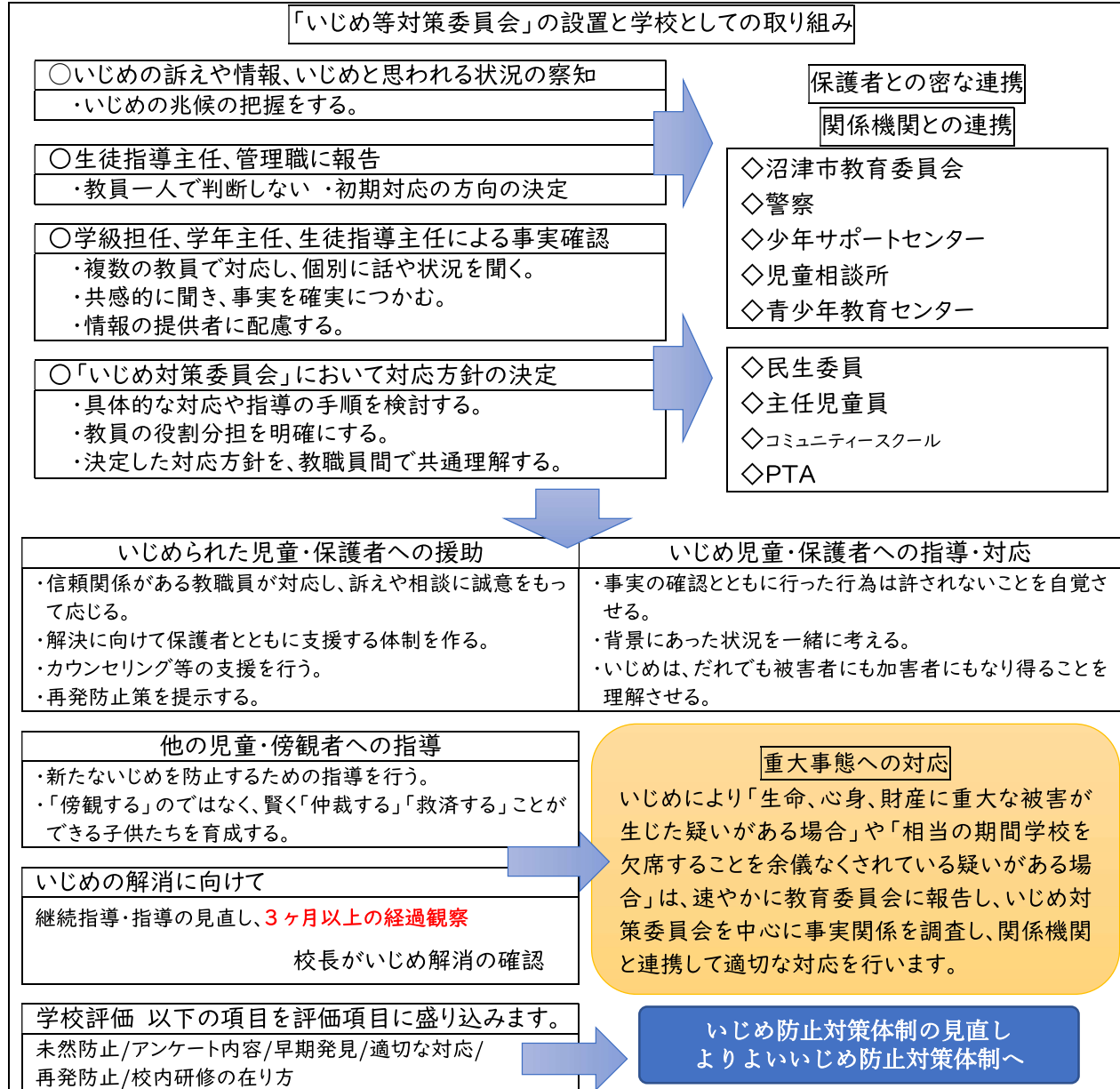
① **いじめのない学級経営**
 ヘルプ(友達を助ける勇気/助けを求める勇気を持つ)、エンパシー(弱者の気持ちに共感する)、リスペクト(どんな相手も尊重する)、オープンマインド(心を開き、みんなを受け入れる)の4つのキーワードを柱とした「Be a HERO」のスローガンの下で、人間関係づくりを行っていきます。

② **主権者教育の充実**
 同質性を求める「仲良く」という道徳規範ではなく、「嫌いな人がいても良いが、その人の自由や権利を侵害してはならない」という民主主義の原則を指導の土台にします。

③ **道徳・情操教育の充実**
 人生をより深く生きる力を身に付ける読書活動を推進します。また「いじめをしない」だけでなく、「いじめを許さない」道徳心を持ち、「いじめをさせない」道徳的実践ができる調停者/救済者を育てる教育を行います。

④ **特別活動の深化**
 他学年の児童と編成される「ペア活動」を行うと同時に、児童が主体的に取り組む委員会やクラブ活動、クラスのためにどのように役立てるか創意工夫しながら行う係活動などを通して、児童の自己決定の場の充実や自己有用感の向上を目指します。

⑤ **体験活動の充実**
 特別支援学級との交流や保護者も含めたゲストティーチャーたちとの出会いなどに加えて、学校を飛び出して行う体験活動を体系的に展開し、豊かな人間性を育みます。



いじめを早期発見するための取り組み

① **全教職員による観察**
 授業だけでなく、休み時間や登下校の様子など、様々な場面に寄り添います。また担任だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など多様な相談の窓口を用意し、相談しやすい環境作りに励みます。

② **いじめアンケートの実施**
 1学期と3学期に学校独自の記名式アンケート、2学期には沼津市共通の形式で無記名のアンケートも実施し、アンケート後には、児童と担任の面談を行い、日々の悩みなどに関する相談にきめ細かく対応します。

③ **月1回の生活アンケートの実施**
 グーグルフォームを活用し、定期的に相談できる機会を設けます。またその窓口も担任に限定せず、管理職、養護教諭、スクールカウンセラーにも相談できるような体制を取ります。

④ **週1回の職員打ち合わせでの情報交流**
 毎週、学校で起る出来事について、全職員で共有し、助言し合うことで、様々な課題にチームとして取り組む体制作りを行います。

⑤ **年3回の児童理解研修の実施**
 学期ごとに児童理解研修を行い、全職員で児童に対する様々な手立てや支援についての共通理解を図るとともに、横のつながりのある風通しのよい職場環境を目指します。

⑥ **保護者・地域からの情報収集**
 1学期末と2学期末の2回の教育相談を行い、それに加えて年度当初にも希望制の面談を行って、保護者との情報交換を密にします。

